

相談窓口はこちら

悩みに応じた様々な相談窓口があります。
ひとりで悩まないで相談してください

ホームページでも
ご確認ください。



主な相談 受付内容	相談機関／電話番号	開設日・時間等	相談方法
配偶者等 からの暴力 (DV)	京都市DV相談支援センター (075) 874-4971 (DV相談専用) (075) 874-7051 (緊急ホットライン) ※相談受付時間外の緊急時はこちらへ	月～土曜 9:00～17:15 (相談受付時間)	電話 面接 (要予約)
配偶者等 からの暴力 (DV) 離婚問題 など	京都府家庭支援 総合センター (075) 531-9910 (DV相談・女性相談専用)	毎日9:00～20:00 ※DVに関する緊急の通報・ 相談は24時間受付 月～金曜 9:00～19:00	電話 面接 (要予約)
配偶者等 からの暴力 (DV)	京都府警察総合相談室 (京都府警察本部) (075) 414-0110 または#9110 府内各警察署	月～金曜 9:00～17:45 ※緊急の時は110番	電話 面接
女性への暴力 女性の さまざまな 悩み (夫婦等の 人間関係、 性・健康、 デートDV など)	京都市 男女共同参画センター 「ウィングス京都」 (075) 212-7830 (電話相談専用) (075) 275-9933 (面接予約専用)	【一般相談】月曜、木～土曜 10:00～17:00 火曜 10:00～20:00 【法律相談】第1・3金曜 完全予約制 【女性への暴力相談】 完全予約制 【男性のための相談】 完全予約制	電話 面接 (要予約)
男性の ための DV相談	男性のためのDV電話相談 (075) 277-1326	第2・4火曜 19:00～20:30	電話
女性の さまざまな 悩み (夫婦等の 人間関係、 性・健康 など)	京都府 男女共同参画センター 「らら京都」 (075) 692-3437	【女性・労働相談】月・火曜 10:00～19:00 木・金・土曜 10:00～18:00 【法律相談】第2・4火曜 13:30～16:30 【女性のためのカウンセリング】 木曜 18:00～20:50	電話 面接 (要予約) 面接 (要予約)
女性の 人権問題全般	女性の人権ホットライン (京都府法務局人権擁護課) 0570-070-810	月～金曜 8:30～17:15	電話 面接
女性のための カウンセリング	ウィメンズカウンセリング京都 (075) 222-2133 ★有料	月～土曜 10:00～20:00 (予約受付17:00まで)	面接 (要予約)
外国人の さまざまな 困りごと 配偶者からの 暴力(DV)	京都YWCA・APT (075) 451-6522 e-mail apt@kyoto.ywca.or.jp	月曜 13:00～16:00 木曜 15:00～18:00 タイ語、タガログ語、 英語、中国語	電話 面接 (要予約)
さまざまな 心の悩み 精神疾患など	京都市こころの健康増進センター (075) 314-0874	月～金曜 9:00～12:00、 13:00～16:00 【診察・相談】 診察のみ保険診療 ★有料 完全予約制	電話 面接 (要予約)

特記事項がない場合、祝日、年末年始は実施しておりません。

京都市DV相談支援センターの御案内

相談無料。匿名可。秘密は守ります。

対 象 女性被害者

受付時間 月～土(祝日・12/29～1/3を除く)
9:00～17:15

**相談
電話番号** ^{DV よ く な い}
075-874-4971

**緊急
ホットライン** **075-874-7051**
(相談受付時間外の緊急時はこちらの電話番号へ)

こんな時にはお気軽にご相談ください

- DVかもしれないがどこに相談したらいいのかわからない…
- 逃げたいけれど、何からはじめればいいのかわからない…
- モラハラに苦しめられている… など

京都市DV相談支援センターでは こんな支援を行っています。(一例)

- 相談(又は相談機関の紹介)
- カウンセリング、弁護士相談
- 緊急時における安全確保に向けた支援
- 保護命令に係る情報提供

※保護命令制度・・・裁判所が被害者からの申立てによって、一定の要件を満たしている場合に、加害者に接近禁止等を命ずるものです。

このようなことを心がけています。(一例)

- 相談者とその子どもの安全を最優先し、関係機関との連携を図り丁寧に支援します。
- 相談者が安心できる温かい相談環境を提供します。
- DVについての正しい理解を促し、相談者のペースに合わせて寄り添った支援を行います。



DV(ドメスティック・バイオレンス)について

パートナーとの関係は 対等ですか？

「殴る」「蹴る」などの身体的な暴力だけが
DVではありません



DV(ドメスティック・バイオレンス)とは?

配偶者(事実婚・元配偶者を含む)や恋人など
親密な関係の中で起こる暴力
のこと

「殴る」「蹴る」
などの身体的な
暴力だけが
DVではありません。

あなたがいつも我慢していませんか? ☒ チェックリスト

あなたのパートナーは...

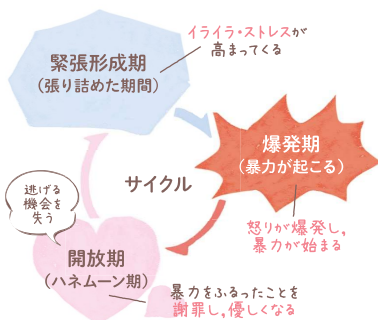
- ☐ 機嫌が悪くなると物に当たったり大声を出したりする
- ☐ 無視したり、「バカ」「出ていけ!」と怒鳴ったりする
- ☐ あなたの考えより自分の考えを優先する
- ☐ 自殺をほのめかして、あなたを思いどおりにしようとする
- ☐ あなたの裸の写真を撮って、SNSで流すと脅す
- ☐ あなたが何かをする度に許可を取らせる
- ☐ 家の中に閉じ込める、自由に外出させない
- ☐ あなたの交友関係を制限する
- ☐ 子どもに危害を加えると言って脅す
- ☐ 子どもの前であなたを非難する
- ☐ セックスの要求を断ると不機嫌になる、避妊に協力しない
- ☐ 家計の管理を独占して、お金の使い道を細かく報告させる、生活費を渡さない



それはDVかもしれません。
ひとりで悩まないで相談してください。
相談員があなたからの電話を待っています。

暴力のサイクル

DV加害者は、いつも暴力的なわけではありません。暴力をふるった後に、謝ったり、抱きしめたり、愛していると言ったりする加害者はたくさんいます。被害者はその言葉を信じようと望みをつないでしまいがちですが、サイクルを繰り返しながら、暴力は次第にエスカレートしていきます。



児童虐待との関連 (面前 DV)

DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があります。子ども自身が直接暴力を受けている場合は当然ですが、子どもの見ている前でDVが行われること(面前DV)は子どもへの心理的虐待にあたり、子どものこころや身体に様々な悪影響を与えていると言われています。

児童虐待や子育てに関する連絡先
児童相談所全国共通ダイヤル (24時間対応) **189**
(一部のIP電話からはつながりません。)

京都市子ども虐待
SOS 専用電話
(24時間対応)

075-801-1919

京都市児童相談所
(南区・伏見区を除く
行政区にお住まいの方)

075-801-2929

京都市第二児童相談所
(南区・伏見区に
お住まいの方)

075-612-2727

いちはやく
各区役所・支所の
子どもはぐみ室へ
お電話はこちらから



DVを受けているあなたを守る法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の
保護等に関する法律(DV 防止法)とは...

配偶者などからの暴力(DV)に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、DVの防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

この法律は、DVが「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」に当たると述べています。



京都市 DV 相談支援センター

相談者の
声



長年DVに苦しめられてきました。センターを利用したおかげで、一歩踏み出すことができました。私の話に耳を傾け、必要とする支援してくれたセンターには感謝がありません。



DVを受けていると気付くのに時間がかかったけど、勇気を出して電話し、相談して良かった。毎日怯えて暮らし、奪われた自分らしさと子どもたちの笑顔をようやく取り戻すことができました。



初めての来所相談は緊張したが、相談室の安心できる環境で話げできた。これまで悩んでいたことを聞いてもらえて、嬉しかった。

相談員からメッセージ

「イライラする」「何にもやる気が起こらない」「怖くて人に会いたくない・外に出たくない」など、今までの私はどこにいったのかと考えてしまうかもしれません。

しかし、大変な時は誰にも同じようなことが起こります。自分らしく生活できるよう、一緒に考えていきましょう。

